

奈良県告示第五百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
宇陀市室生向渕（○○一）土石流警 戒区域	宇陀市室生向渕（○○一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり
宇陀市室生向渕（○○六）土石流警 戒区域	宇陀市室生向渕（○○六）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり
宇陀市室生大野（○一一）土石流警 戒区域	宇陀市室生大野（○一一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり
宇陀市室生大野（○一三）土石流警 戒区域	宇陀市室生大野（○一三）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり
宇陀市室生三本松（○○三）土石流 警区域	宇陀市室生三本松（○○三）土石流 警区域	次の平面図のと おり
奈良県宇陀土木事務所 理課	奈良県宇陀土木事務所 理課	奈良県宇陀土木事務所 及ぼ宇陀市役所危機管 理課

警戒区域		宇陀市室生三本松（〇〇四）土石流		宇陀市室生三本松（〇〇五）土石流		宇陀市室生無山（〇〇一）土石流警		宇陀市室生龍口（〇〇七）土石流警		宇陀市室生下田口（〇〇六）土石流		宇陀市室生下田口（〇〇七）土石流		警戒区域		
おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	理課	理課	理課	理課	理課	理課	警戒区域	警戒区域
宇陀市室生下田口（〇〇七）土石流	警戒区域	宇陀市室生下田口（〇〇六）土石流	警戒区域	宇陀市室生龍口（〇〇七）土石流警	戒区域	宇陀市室生龍口（〇〇三）土石流警	戒区域	宇陀市室生無山（〇〇一）土石流警	戒区域	宇陀市室生三本松（〇〇五）土石流	警戒区域	宇陀市室生三本松（〇〇四）土石流	警戒区域	警戒区域	警戒区域	
奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課	警戒区域	警戒区域														

宇陀市室生下田口 (○○八) 土石流	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市室生 (○一一) 土石流	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市室生 (○〇六) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。